

化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価 候補物質及び案件についての意見公募要領

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害防止のため、リスク評価を実施し、この結果を踏まえて健康障害防止措置の導入を行っておりますが、効果的なリスク評価の実施、リスク評価手順の透明化等の観点から、リスク評価を実施すべき化学物質及び案件（※）について意見を募集することとしています。

リスク評価候補物質又は案件について御提案がありましたら、下記により御提出ください。

※ 案件とは、物質名が特定できないようなケースを想定したもので、例えば、混合・蒸留作業中に意図しない気体が発生するような作業のことを指します。このようなケースを御提案いただく場合、混合・蒸留に用いた物質を可能な限り明らかにしていただきますようお願いいたします。

記

1 意見公募期間

令和2年7月21日（火）から令和2年8月21日（金）まで（郵送の場合同日必着）

2 御意見の提出方法

御意見については、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールのアドレス）を明記の上、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。電話による御意見の提出はできませんので、あらかじめ御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、組織の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールのアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等における照会・確認のためにのみ利用します。

※ リスク評価候補物質及び案件の御提案に当たっては、資料2「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価候補物質及び案件の募集について」を御確認ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の [意見提出フォームへ](#) のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送又はFAXの場合

（送付先）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室リスク評価班

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

FAX番号：03-3502-1598

3 御意見の提出上の注意

御提出いただいた御意見につきましては、厚生労働省の検討会（化学物質のリスク評価に係る企画検討会）において検討させていただくこととなります。このため、必ずしも御提案いただいた化学物質及び案件が全てリスク評価の対象になるわけではなく、有害性等のリスク評価の優先度、実行可能性等を踏まえて、リスク評価対象物質を選定させていただくこととなります。

なお、御意見は日本語でお願いします。御提出いただいた御意見については公表させていただく場合がありますので、匿名又は御意見も含めた全体について非公表を希望される場合は、御意見提出時にその旨を付記願います。

また、御提出いただいた意見等の検討結果等については、厚生労働省のホームページ上に公表いたしますが、個々の御意見に対する回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

照会先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室リスク評価班

TEL：03-5253-1111（代表）（内線：5608）